

## 自家診療について

当組合では、自主財政の確立を図る自己努力の一環として、自家診療については保険請求をしないことになっており、当組合の規約により保険給付を制限しています。

下記のような場合は保険給付を認めませんのでご注意ください。

- ① 第1種組合員及び特別組合員が開設又は勤務する保険医療機関で、次のものが診療を受けたとき
  - ・第1種組合員本人及びその世帯員
  - ・特別組合員の世帯員（特別組合員本人は後期高齢者医療制度加入者であり、当組合の被保険者ではないため対象外）
  - ・第2種組合員本人及びその世帯員
- ② ①について交付された処方箋による薬剤の給付
- ③ ①について交付された診断書による装具代
- ④ ①について交付された各種意見書による施術療養費（はり・きゅう・あんま・マッサージなど）

※当組合に加入している全ての方が対象です。（特別組合員本人は除く）